

## 令和6年度奈良県上北山村物価高騰対策臨時給付金（3万円）の支給案内

上北山村では国による「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、物価高騰の影響を受ける低所得世帯を支援するため、令和6年度住民税非課税世帯を対象に一世帯当たり3万円を支給します。

### 対象となる世帯

- ・基準日（令和6年12月13日）時点で上北山村に住民登録があり、世帯全員が令和6年度分の住民税が非課税である世帯。

ただし、次のいずれかに該当する世帯は対象外です。

- ・世帯の全員が住民税を課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯
- ・世帯の中に、住民税未申告の者がいる世帯
- ・世帯の中に、租税条約による住民税の免除の適用を届け出ている者がいる世帯

**支給額** → **一世帯当たり3万円**

**申請期間** → **令和7年2月7日（金）から令和7年2月21日（金）**

### 手続き方法

	非課税世帯の区分	受給手続
(A)	「支給のお知らせ」が届く世帯	2月7日以降に「支給のお知らせ」が届きます。申請等の手続きは原則不要です。「支給のお知らせ」に記載された口座に2月末日以降振り込む予定です。 ※振込口座を変更される場合は別途手続きが必要です。
(B)	「支給要件確認書」が届く世帯	2月7日以降に「支給要件確認書」が届きます。確認欄へのチェック及び氏名・確認日・電話番号を記入し、必要書類を添付の上、返信用封筒で郵送申請するか、役場住民課へ持参申請してください。
(C)	「申請書」が届く世帯	2月7日以降に「申請書」が届きます。令和6年1月2日以降に転入された方で本村から物価高騰等給付金の支給を受けたことがない方は必要事項を記入し、必要書類を添付の上、返信用封筒で郵送申請するか、役場住民課へ持参申請してください。

問い合わせ先 上北山村住民課 物価高騰対策臨時給付金係  
受付 平日 9時から17時まで 電話 07468-3-0223